

呉市立阿賀小学校 生徒指導規程

(校番8) 呉市立阿賀小学校

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、呉市立阿賀小学校の教育目標を達成するために、児童が、自主的・自律的に学校生活を送るという観点から必要な事項を定めるものである。また、社会的な資質・態度を育成するための義務教育9年間の見通しを持った指導について、教職員、保護者、地域が共通認識、実践を図るためのものである。

第2章 学校生活に関すること

(登下校など)

第2条 登下校については、自宅を出て、自宅に帰るまでを教育活動と捉える。

- 1 決められた通学路を通して登下校する。
- 2 8時10分までに登校し、8時15分に席に着いておく。
- 3 欠席、遅刻、早退の場合、8時までに保護者が欠席や遅刻の理由を **tetoru** や電話で学校に連絡する。
- 4 早退の場合は、保護者が学校に迎えに来て引き渡すことを原則とする。
- 5 8時15分までに自分の席に着いていなければ、遅刻とし、この時刻以降に登校した際は、児童は職員室へ行き、登校したことを告げる。
- 6 登校したら原則校外には出ない。
- 7 午後5時までに帰宅する。

連絡のない遅刻が3日以上続く場合、保護者に改善を求めると共に、「特別な指導」を行う。

(身だしなみ)

第3条 学校での学習の妨げにならないよう、清潔で活動しやすい服装をする。

- 1 華美な装飾のある服装、ひも等の装飾が物に引っかかったりする危険性のある服装は着用しない。
- 2 校内では、名札を左胸につける。
- 3 冬季のマフラー、手袋、ネックウォーマーなどは、校内では着用せず、ランドセルに入れる。
- 4 化粧、色つきリップクリーム、マニキュア、身体用のシール、ピアス、ネックレス、ブレスレット等の装身具、ミサンガ等は、しない。
- 5 靴底の厚い物やハイカットの靴は履いてこない。(雨天時の長靴は除く)
- 6 体操服は、白長袖シャツ・半袖シャツ・ハーフパンツ・赤白帽とする。タイツやひざの隠れる靴下ははかない。※ただし寒い日には、長袖長ズボンのジャージ(動きやすい、華美でないものに限る)を持参して着てもよい。**通学時に着ていた服装でそのまま運動するのは不可とする。**

(髪型)

第4条 頭髪は次の通りとする。

- 1 清潔感があり、学校生活にふさわしい髪型にする。

違反があった場合は、児童へ指導すると共に、保護者に伝え、早い期間内での改善を求める。改善が見られない場合は、「特別な指導」を行う。

(持ち物)

第5条 学習に必要なもの以外は不要物とみなし、持ち込みを禁止する。持ち込みがあった場合は、原則として学校が預かる。

- 1 筆箱の中身については次の通りとする。
・鉛筆5本程度 ・ものさし ・消しやすい消しゴム ・ネームペン ・赤青鉛筆
- 2 お道具箱の中身については、はさみ、色鉛筆、のりを基本とし、その他必要な物については、学年で定める。
- 3 携帯電話の持ち込みは原則禁止とする。特別な事情がある場合は、年度ごとに許可申請を行い、許可をもらう。
- 4 学校への登下校に関しては原則ランドセルを使用する。ランドセルにはキーホルダー等の飾りはつけない。

不要物の持ち込みがあった際は、原則として学校で預かり、児童へ指導をした後、保護者へ返却する。繰り返し不要物を持ち込む場合は、特別な指導を行う。法令を違反した不要物の持ち込みがあった場合は、警察等の関係諸機関と連携する。

(校内の生活)

第6条 校内の生活については、学校が安心・安全な場所になるよう、次のきまりを遵守する。

- 1 授業についてのきまりは次の通りとする。
(1) 先生の言うことは、素直に聞く。また、呼名や指示、注意などをされた際は返事をする。
(2) 授業開始・終了のあいさつは、「お願いします」「ありがとうございました」と言った後、4秒礼を行う。
(3) 授業開始のあいさつは、チャイムと同時に行う。児童はそれまでに授業の準備を行い、席に着いておく。
(4) 先生の許可無く私語をしたり、立ち歩いたり、必要以上の物音を立てるなど授業妨害をしない。
(5) 授業中、教室などから出たり、授業をする教室などへ移動しなかったりするなど、授業エスケープはしない。
(6) 体育の授業を見学するときは、保護者に理由を連絡帳に書いてもらう。
- 2 その他、生活のきまりについては次の通りとする。

先生の指導に関わらず、指導無視や授業妨害などを繰り返した場合は、一時別室学習の措置や「特別な指導」を行う。

また、先生に対しての暴言や授業エスケープがあった場合は、一時別室学習の措置や「特別な指導」を行う。

- (1) 誰に対しても暴力は振るわない。暴力を伴った遊び(プロレスごっこ等)も行わない。
- (2) 他者がいやがる行為(暴言、悪口、菌遊びなど)を行わない。
- (3) いじめを行ったり、関係したりしない。

- (4) 学校の設備や人の物を壊さない。またそれを意図する行為をしない。
- (5) 他の教室や他の学年のワークスペースや教室に、必要時以外は入らない。
- 暴力、暴言や器物損壊、他者がいやがる行為があった場合は、「特別な指導」を行う。なお、破損については原則弁償とする。
- (6) シューズで歩く場所では右側を歩く。
- (7) 集中下足前の広場は歩いて移動する。またそこでは遊ばない。
- (8) 休憩時間は、バットを振ったり、ボールをけったりする遊びはしない。
- (9) 雨天時の休み時間は教室で過ごす。
- (10) 保健室を利用する際は、教職員に必ず許可をもらい利用する。無断で入室、利用をしてはならない。
- (11) 西棟2階廊下(図工室等前廊下)や体育館まわりへは、そうじや授業で使う時以外、行かない。
- (12) 校内では、給食や授業以外で飲食をしてはいけない。(持参したお茶等、冷水機の水は除く)
- (13) 集合や学級等での移動やそうじは無言で行う。

第3章 校外生活に関すること

- 先生の注意に関わらず、これらのことを繰り返した場合は「特別な指導」を行う。
- (外出)
- 第7条 校外での生活については、安全に安心に過ごせるよう次のきまりを遵守する。
- 1 外出(遊びにでる)の場合は、行き先・帰宅時刻を家族に伝える。
 - 2 午後4時30分には遊びを止めて、午後5時までには帰宅する。
 - 3 児童のみの校区外への外出、夜間外出、また無断外泊は禁止する。(4年生以上については学習活動のための利用に限り呉市広図書館、呉市営温水プールについては、保護者の責任のもと許可する。行く場合は、公共交通機関を利用する。)
 - 4 カラオケボックス、ゲームセンター、ボーリング場、飲食店、大型スーパー等へ行く場合は保護者同伴とする。
 - 5 火遊び等の危険な遊びはしない。花火をするときは大人の人とする。
 - 6 危険な場所(道路、線路や踏切、川や海、駐車場、空き家等)で遊ばない。立ち入り禁止箇所に立ち入らない。
 - 7 大人がいない家には上がり込まない。
 - 8 エアガン等の有害玩具は購入しない。また使用しない。
 - 9 用がないのにお店には入らない。
 - 10 子ども同士でお金やカード等の貸し借りはしない。またこれらの物をあげたりもらったりしない。
 - 12 道路交通法に違反しない。特に自転車については、3学年の自転車教室終了後、保護者の責任のもと乗るようになる。

第4章 特別な指導に関すること

「社会で許されないことは、学校でも許されない」との認識に立ち、校内及び校外で問題行動を起こした場合、しっかり反省を促し、よりよい学校生活が送れるように指導をする。

(特別な指導を行う行為)

第8条 次の問題行動を起こした児童に対して、学校が指導しても改善の兆候が見られず問題行動を繰り返し、

教育上必要と認められる場合、特別な指導を行う。

- 1 法令・法規に違反する行為
 - ・いじめ ・暴力 ・万引き ・器物破損 ・威圧、強要行為 ・建造物への不法侵入・飲酒、喫煙 ・その他、法令・法規に違反する行為
- 2 第2章、第3章の内容について、規則を繰り返し違反している行為(特に他の児童の安全が守られないと判断される場合や著しく授業妨害となる場合等)

(特別な指導)

第9条 特別な指導では、発達段階、問題行動の内容などを踏まえた反省指導を学校体制で行う。

(1) 特別の指導は、次のような段階・内容で行う。

第Ⅰ段階 説諭(本人への説諭・反省文の作成・授業振り返りなど)、保護者への連絡

第Ⅱ段階 授業反省指導(本人への説諭・反省文の作成・授業振り返りなど)、本人、保護者への連絡・面談

第Ⅲ段階 別室反省指導(保護者への手紙、反省文の作成・授業振り返り・奉仕活動・別室での教科学習など)本人、保護者との面談

(2) 特別の指導の段階・期間については問題行動や本人の状況等、回数などを考慮し、判断する。

(3) 特別な指導は、学校体制として取り組み、事実の確認、反省、再発防止のための具体的な約束や取組を行う。

(4) 法令・法規に違反する行為、いじめ、暴力行為を繰り返す場合、また、悪質な対教師暴力や授業妨害、大規模な器物損壊があった場合は、教育委員会、警察、こども家庭センターなどの諸機関と連携を行う。

(5) 特別な指導は、原則別室(なかよしルーム等)において、原則複数の教員で行う。

(6) 別室での特別な指導は、状況に応じて、1日～3日とする。

(規程の周知)

第10条 児童に対しては、この規程をふまえて別に作成する『阿賀小学校のやくそく』を用い、指導の徹底を図る。保護者に対しては、PTA 総会や懇談会等で説明したり、ホームページで公開したりして、周知を図る。また必要に応じて個別に説明する。

(規程の施行)

この規程は平成28年4月1日より施行する。

- ・平成29年4月1日 部分改正
- ・平成31年4月1日 部分改正
- ・令和5年4月1日 部分改正
- ・令和6年4月1日 部分改正
- ・令和6年9月1日 部分改正
- ・令和7年4月1日 部分改正